

8/1  
からの

## 新しい資格確認書などを郵送します

☎市民課(市役所1階) ☎88-8102

### 国民健康保険に加入している皆さまへ

新しい資格確認書などを7月22日(水)ごろから順次郵送します。

#### マイナ保険証をお持ちの方

##### 資格情報のお知らせが届きます！

「資格情報のお知らせ」は、ご自身の健康保険の情報や、70歳以上の方の自己負担割合の確認を行うための書類です。マイナ保険証が利用できない医療機関などでマイナンバーカードと併せてご提示ください。

70歳未満の方については既に交付している「資格情報のお知らせ」が70歳まで使用できるため郵送しません。



#### マイナ保険証をお持ちでない方

##### 資格確認書が届きます！

「資格確認書」は、健康保険証と同様に医療機関などにご提示ください。

令和9年7月未までに70歳になる方は、70歳の到達月の翌月からは「高齢受給者証」の交付対象者となります。このため、資格確認書等の有効期限が「70歳到達月の末日まで」となっています。75歳になる方は、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の対象となりますので、有効期限が75歳の誕生日の前日までとなっています。新しい資格確認書等は有効期限が近づきましたら送付します。



#### マイナ保険証を使いましょう！

マイナンバーカードを保険証として利用登録し、「マイナ保険証」として利用すると、市窓口での申請手続きをすることなく限度額区分の提示ができます。

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルや病院などのマイナンバーカード読み取り機でお手軽にできます。

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

マイナ保険証を利用し医療機関側に限度額区分を提供している方は、更新のための申請及び紙での交付は必要ありません。マイナ保険証をお持ちでない方の更新には申請が必要です。

申請開始日▶7月27日(月)

#### 他の健康保険に加入された方

就職などで他の健康保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。届出をしないと、保険税が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

#### 修学などにより住民票が勝山市にない方

修学などで勝山市外にお住まいの方で、資格確認書等が必要な方は市民課で手続きをしてください。

申請に必要なもの▶在学証明書または入所証明書

※申請後、卒業または退学された場合は、資格喪失の申請が必要です

#### 保険税の納付はお忘れなく

国民健康保険税のお支払いが滞ると、限度額適用が受けられないことや、一定の負担割合で病院に受診することができなくなり全額自己負担していただく場合があります。期限までに必ず納めましょう。

### 後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ

福井県後期高齢者医療広域連合から資格確認書等が郵送されます。

**85歳以上の方** 全員に「資格確認書」(桃色)が送付されます。

**75歳～84歳の方** マイナ保険証の利用登録状況により送付されるものが異なります。  
利用登録がある場合…「資格情報のお知らせ」  
利用登録がない場合…「資格確認書」(桃色)

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナンバーカードを使って、受診をお願いします。  
マイナ保険証としての利用登録がある方で、マイナンバーカードでの受診が難しい方は市窓口でご申請いただければ「資格確認書」を交付します。